

公立大学法人宮城大学の業務の実績に関する評価の実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2及び第79条の規定に基づき、公立大学法人宮城大学評価委員会（以下「委員会」という。）が公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象)

第2 評価の対象は、次のとおりとする。

種 類	実施時期	内 容
事業年度評価	各事業年度終了の翌年度	各事業年度における中期計画の実施状況の調査（実情の把握）・分析をし、業務の実績の全体についての総合的な評価を行う。
中期目標期間 暫 定 評 価	各中期目標期間 の5年目	中期目標期間の終了に先立ち、当該期間の4年間（1年目～4年目）における中期目標の達成に向けた進捗状況・達成の見込について調査（実情の把握）・分析をし、業務の実績の全体についての総合的な評価を行う。評価に当たっては、認証評価機関による評価を踏まえる。
中期目標期間 評 価	各中期目標期間 終了の翌年度	暫定評価の結果を踏まえ、中期目標期間における中期目標の達成状況の調査（実情の把握）・分析をし、業務の実績の全体についての総合的な評価を行う。評価に当たっては、認証評価機関による評価を踏まえる。

(評価の基本方針)

第3 評価は、次に示す基本方針に基づき、法人における教育研究の質の向上並びに業務運営及び財務内容の改善・充実に資することを目的とする。

- 1 法人の取組状況について評価すべき点や改善すべき点を明らかにすること。
- 2 法人における特色ある取組や業務運営を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価すること。
- 3 法人の業務実績報告に基づくとともに、教育研究の特性や法人運営の自主性・自律性に配慮すること。
- 4 中期目標の達成に向けた法人の取組状況を県民に対し分かりやすく示すこと。
- 5 「中期目標期間暫定評価（以下「暫定評価」という。）」及び「中期目標期間評価」に当たっては、認証評価機関による評価を踏まえるとともに、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に資すること。

(評価の方法)

第4 評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により行うこととする

1 業務実績報告

法人は、年度計画（「暫定評価」及び「中期目標期間評価」に当たっては、「中期計画」。この項において、以下同じ。）の記載項目ごとに、その状況を次の4段階で評価するとともに、その理由を付記することにより、業務の実績を自己評価する（年度計画第7から第11に係る項目については、「第4 財務内容の改善」に関する事項等に関して年度計画の状況を評価する際の参考とし、当該項目として個別の評価は行わない。）。

自己評価の結果は、評価の種類ごとに別に定める様式により業務実績報告書として取りまとめ、毎年6月30日までに委員会に提出する。

なお、業務実績報告書の「特記事項」欄には、次のうち当てはまる事項について、具体的に分かり

やすく記載する。

- 前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組
- 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）
- 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
- 過年度との数値による実績対比が可能な事項
- 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）
- その他、法人が積極的に行った取組

評価の基準

【事業年度評価・中期目標期間評価】

評定	評 定 項 目	判 断 の 目 安
Ⅳ	年度計画を大幅に上回って実施している	特筆すべき優れた実績・成果がある
Ⅲ	年度計画を予定どおり実施している	達成度がおおむね90%以上
Ⅱ	年度計画を十分に実施していない	達成度がおおむね60%以上90%未満
Ⅰ	年度計画をほとんど実施していない	達成度がおおむね60%未満

※「中期目標期間評価」に当たっては、「年度計画」を「中期計画」、「実施」を「達成」と読替

【暫定評価】

評定	評 定 項 目
Ⅳ	中期計画を大幅に上回って実施している
Ⅲ	中期計画を予定どおり実施している，又は達成の見込が十分にある
Ⅱ	中期計画を十分に実施していない，又は達成の見込が不透明である
Ⅰ	中期計画をほとんど実施していない，又は達成の見込がない

業務実績報告書

評 価 の 種 類	様 式
事業年度評価	様式1
中期目標期間暫定評価	様式2
中期目標期間評価	様式3

2 項目別評価

（1）委員会による調査・分析

委員会は、法人から提出された業務実績報告書等をもとに、法人からのヒアリング等により、法人の自己評価結果の妥当性について調査・分析する。

（2）委員会による評定

イ （1）により調査・分析した結果は、業務実績報告書の様式に示す項目ごとに、その状況を次の5段階で評定するとともに、法人の業務運営において評価すべき点や改善すべき点が明らかになるよう、その理由を付記する。また、法人の自己評価の評定が委員会の判断と異なる場合は、その判断理由等を示す。

ロ 「第1 教育研究の質の向上」に関する項目については、教育研究の特性に配慮し、業務の客

観的な実施状況を確認する観点から評価を行う（「暫定評価」及び「中期目標期間評価」を行うに当たっては、認証評価機関による評価を十分に踏まえる。）。

評価の基準

【事業年度評価】

評価	評価項目	判断の目安
S	特筆すべき進捗状況にある	委員会が特に認める場合
A	年度計画を順調に実施している	自己評価の評価がすべて「Ⅳ」又は「Ⅲ」
B	年度計画をおおむね順調に実施している	自己評価の評価で「Ⅳ」又は「Ⅲ」がおおむね90%以上
C	年度計画の実施にやや遅れがある	自己評価の評価で「Ⅳ」又は「Ⅲ」がおおむね90%未満
D	年度計画の実施が遅れており、重大な改善事項がある	委員会が特に認める場合

【暫定評価・中期目標期間評価】

評価	評価項目	判断の目安
S	中期目標の進捗状況が非常に優れている	委員会が特に認める場合
A	中期目標の進捗状況が良好である	自己評価の評価がすべて「Ⅳ」又は「Ⅲ」
B	中期目標の進捗状況がおおむね良好である	自己評価の評価で「Ⅳ」又は「Ⅲ」がおおむね90%以上
C	中期目標の進捗状況がやや不十分である	自己評価の評価で「Ⅳ」又は「Ⅲ」がおおむね90%未満
D	中期目標の進捗状況が不十分であり、法人の組織・業務等の見直しが必要である	委員会が特に認める場合

※「中期目標期間評価」に当たっては、「進捗」を「達成」と読替

3 全体評価

項目別評価の結果を踏まえた上で、総括的に記述式で評価を行うこととする。

評価に当たっては、教育研究の質の向上や教育研究成果の社会への還元に結びついたと認められる取組を積極的に評価するとともに、課題とする点や法人に対する要望等を記載する（「暫定評価」及び「中期目標期間評価」に当たっては、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に資する観点からも評価する）。

（評価のスケジュール）

第5 評価のスケジュールは次のとおりとする。

【事業年度評価・中期目標期間評価】

実施時期	業務内容
3月末	[法人] ○事業年度の終了
4月～6月	[法人] ○自己評価の実施

	○業務実績報告書及び財務諸表等を作成 ○委員会に業務実績報告書を提出（事前に報告書（案）を委員会事務局に提出） ○知事に財務諸表等を提出
7月～ 9月上旬	《委員会》 ○法人からのヒアリング等により，業務実績報告書等の調査・分析 ○評価結果（案）等の検討・作成 ○法人に対し評価結果（案）を提示し，意見申し立ての機会を付与 ○法人からの意見を受け，評価結果を決定 ○法人に対する評価結果の通知（必要に応じ，業務運営の改善その他の勧告） ○法人に対する通知事項（勧告した場合は通知事項及び勧告内容）の知事への報告及び公表（知事は議会に報告）

【暫定評価】

実施時期	業 務 内 容
3月末	[法人] ○事業年度の終了
4月～6月	[法人] ○自己評価の実施 ○業務実績報告書を作成 ○委員会に業務実績報告書を提出（事前に報告書（案）を委員会事務局に提出）
7月～3月	《委員会》 ○法人からのヒアリング等により，業務実績報告書等の調査・分析 ○評価結果（案）等の検討・作成 ○法人に対し評価結果（案）を提示し，意見申し立ての機会を付与 ○法人からの意見を受け，評価結果を決定 ○法人に対する評価結果の通知 ○法人に対する通知事項の知事への報告及び公表（知事は議会に報告）

（評価結果の取扱い）

第6 委員会は，評価結果を決定したときは，遅滞なく当該結果を法人に通知（委員会が必要と認めるときは，業務運営の改善その他の勧告）するとともに，法人への通知に係る事項（勧告をした場合はその通知に係る事項及びその勧告の内容）を知事に報告し，宮城県庁ホームページに掲載して公表する。

（その他）

第7 この要領に定める事項については，各種評価の実施結果等を踏まえ，必要に応じ，委員会の協議を経た上で，見直すことができる。

2 この要領に定めるもののほか，評価の実施に関し必要な事項は，委員会の協議を経た上で，別に定めることができる。

附 則

この要領は，平成21年12月17日から施行する。

附 則

この要領は，平成30年8月2日から施行する。